



乙第 4 号証



学校法人 兵庫朝鮮学園

新寄付行為 全文

学校法人 兵庫朝鮮学園

〒653-0836

神戸市長田区神楽町 4 丁目 2-25

電話 078(754)7391

学校法人兵庫朝鮮学園寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人兵庫朝鮮学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市長田区神楽町4丁目2番25号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校（以下「学校」という）を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 神戸朝鮮高級学校 | 2. 尼崎朝鮮初中級学校 |
| 3. 西播朝鮮初中級学校 | 4. 神戸朝鮮初中級学校 |
| 5. 西神戸朝鮮初級学校 | 6. 伊丹朝鮮初級学校 |

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 貸家業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 9人以上12人以内
二 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の設置する学校のうち、神戸朝鮮高級学校長。
 - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者（4人以上6人以内）
 - 三 学識経験者のうち理事会において選任した者（4人以上5人以内）
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第八条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

第九条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊な関係がある者が一人を超えて含まれることになってはならない。

(役員任期)

第十条 役員（第七条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は2年とする。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第十一条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十二条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分

の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の業務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由により退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第十三条 役員はその地位について、報酬を受けることができない。

(理事長の職務)

第十四条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十五条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十六条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十七条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事に報告し、

又は理事会及び評議員会に報告すること。

- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第十八条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が召集する。
- 4 理事長は理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を召集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十九条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することが出来る。

(議事録)

第二十条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十一条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は評議員（20人以上25人以内）をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 理事長は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることが出来ない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第二十二條 第二十条の規定は、評議員会の議事録について準用する。

この場合において、同条第二項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十三條 次に各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 事業計画
- 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 収益事業に関する重要事項
- 八 寄附金品の募集に関する事項
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十四條 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十五條 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者の内から評議員会で選任した者（5人以上7人以内）
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任された者（10人以上12人以内）
 - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者（5人以上6人以内）
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは

評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十六条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十七条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十八条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第三十条 基本財産は、これを処分してはならない。

ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十一条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十二条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十三条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第三十四条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十五条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十六条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十七条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第十七条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第三十八条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十九条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 兵庫県知事の解散命令

- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては兵庫県知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては兵庫県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十一条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散をした場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む）又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第四十二条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十三条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、兵庫県知事に届け出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第四十四条 この法人は、第三十七条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 四 その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十五条 この法人の公告は、学校法人兵庫朝鮮学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十六条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可の日（平成24年 3月 27日）から施行する。

上記は原本と相違ありません

平成24年 9月19日

〒653-0836 神戸市長田区神楽町4丁目2-25

学校法人**兵庫朝鮮学園**

理事長 **朴 成 必**



学校法人 兵庫朝鮮学園
西神戸朝鮮初級学校
学 則

西神戸朝鮮初級学校学則

第一章 総 則

第一条 本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する者に対し幼児教育と初等普通教育に準ずる教育を施し、併せて心身の発達を助長し、必要な教養を高めることを目的とする。

第二条 本校は、西神戸朝鮮初級学校という。

第三条 本校の位置を神戸市長田区浜添通 1 丁目 2 番 6 号におく。

第二章 部科組織、修業年度、定員及び休業日

第四条 本校の修業年限は、幼稚部 3 年、初級部 6 年、部科の組織及び収容定員を次の通りとする。

幼稚部

第 1 学年	40 名	1 学級
第 2 学年	40 名	1 学級
第 3 学年	40 名	1 学級
計	120 名	3 学級

初級部

第 1 学年	120 名	3 学級
第 2 学年	120 名	3 学級
第 3 学年	120 名	3 学級
第 4 学年	120 名	3 学級
第 5 学年	120 名	3 学級
第 6 学年	120 名	3 学級
計	720 名	18 学級

合計 840 名 21 学級

第五条 本校の学年は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、学期を分けて次の通りとする。

- 1) 第一学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで。
- 2) 第二学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで。

3) 第三学期 翌年1月1日から3月31日まで。

第六条 本校の休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 朝鮮公民及び日本国民の祝日
- (3) 夏期休業日 7月24日から8月31日まで。
- (4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで。
- (5) 春期休業日 3月24日から4月5日まで。

第三章 教育課程、授業時数及び教職員組織

第七条 本校の教育課程及び毎週の授業時数は別添の通りとする。

第八条 始業及び終業の時刻は、次の通りとする。

午前8時50分から午後4時10分までとする。

第九条 本校に次の教職員をおく。

- 1) 校長 1名
- 2) 教諭 18名 以上
- 3) 講師 若干名
- 4) 事務職員 若干名
- 5) 校医 1名

校長は校務につかさどり、所属職員を監督する。

第四章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第十条 本校の入学資格は次の通りとする。

- 1) 幼稚部
入園希望者で満3歳から満5歳に達した者。
- 2) 初級部
1学年入学希望者で満6歳に達した者。

第十一条 本校の各部第2学年以上に編入することのできる者は相当年齢に達し、前各学年の課程を終了した者と同等以上の学力を有すると、校長が認めた者とする。

第十二条 入学については校長の許可を要する。

第十三条 入学を希望する者は所定の入学願書及び必要な書類をととのえ本校に提出しなければ成らない。

第十四条 入学を許可された者は、保証人を定め入学誓約書を本校に提出しなければならない。

第十五条 退学、休学または転学しようとする者は、その理由を記入し校長に届け出なければならない。

第十六条 本校所定の課程を修了した者には、成績評価（幼稚部を除く）のうえ、卒業証書を授与する。

第十七条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第十八条 学校教育法施行規則第 13 条に該当する者はこれを退学することがある。

第五章 納入金

第十九条 納入金は次の通り徴収する。

1) 入学料及び学校運営費は、次の通りとする。

	入学料（入学時）	運営費（月額）
幼稚部	10,000 円	7,000 円
初級部	10,000 円	8,000 円

2) 施設維持費は学父母 1 戸当り 3,000 円を基本とする。

3) 学父母は、納入金を生徒の出席状況にかかわらず、毎月 10 日迄に、その月分を納入しなければならない。

4) 児童、生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間の納入金を免除することがある。

第二十条 概納の納入金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

附 則

1. この学則は、昭和 34 年 4 月 1 日から実施する。
2. この学則実施に必要な細則は、校長が別に定める。
3. この学則は昭和 39 年 4 月 1 日から学則一部変更実施。
4. この学則は昭和 42 年 4 月 1 日から学則一部変更実施。
5. この学則は昭和 45 年 7 月 1 日から学則一部変更実施。
6. この学則は平成 6 年 9 月 1 日から学則一部変更実施
7. この学則は平成 11 年 4 月 1 日から学則一部変更実施

学校法人 兵庫朝鮮学園
神戸朝鮮初中級学校
学 則

神戸朝鮮初中級学校学則

第一章 総 則

第一条 本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する者に対し幼児教育と初中等普通教育に準ずる教育を施し、併せて心身の発達を助長し、必要な教養を高めることを目的とする。

第二条 本校は、神戸朝鮮初中級学校という。

第三条 本校の位置を神戸市中央区脇浜町1-6-1番地におく。

第二章 部科組織、修業年度、定員及び休業日

第四条 本校の修業年限は、幼稚部3年、初級部6年、中級部3年、部科の組織及び収容定員を次の通りとする。

幼稚部

第1学年	30名	1学級
第2学年	30名	1学級
第3学年	30名	1学級
計	90名	3学級

初級部

第1学年	30名	1学級
第2学年	30名	1学級
第3学年	30名	1学級
第4学年	30名	1学級
第5学年	30名	1学級
第6学年	30名	1学級
計	180名	6学級

中級部

第1学年	60名	2学級
第2学年	60名	2学級
第3学年	60名	2学級
計	180名	6学級

合計 450名 15学級

第五条 本校の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、学期を分けて次の通りとする。

- 1) 第一学期 4月1日から8月31日まで。
- 2) 第二学期 9月1日から12月31日まで。
- 3) 第三学期 翌年1月1日から3月31日まで。

第六条 本校の休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 朝鮮公民及び日本国民の祝日
- (3) 夏期休業日 7月24日から8月31日まで。
- (4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで。
- (5) 春期休業日 3月24日から4月5日まで。

第三章 教育課程、授業時数及び教職員組織

第七条 本校の教育課程及び毎週の授業時数は別添の通りとする。

第八条 始業及び終業の時刻は、次の通りとする。

午前8時50分から午後4時10分までとする。

第九条 本校に次の教職員をおく。

- 1) 校長 1名
- 2) 教諭 18名 以上
- 3) 講師 若干名
- 4) 事務職員 若干名
- 5) 校医 1名

校長は校務につかさどり、所属職員を監督する。

第四章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第十条 本校の入学資格は次の通りとする。

- 1) 幼稚部
入園希望者で満3歳から満5歳に達した者。
- 2) 初級部
1学年入学希望者で満6歳に達した者。

3) 中級部

1. 第1学年に入学を許可することができる者は次の通りとする。

朝鮮初級学校及び公私立小学校を卒業した者。

第十一条 本校の各部第2学年以上に編入することのできる者は相当年齢に達し、前各学年の課程を終了した者と同等以上の学力を有すると、校長が認めた者とする。

第十二条 入学については校長の許可を要する。

第十三条 入学を希望する者は所定の入学願書及び必要な書類をととのえ本校に提出しなければ成らない。

第十四条 入学を許可された者は、保証人を定め入学誓約書を本校に提出しなければならない。

第十五条 退学、休学または転学しようとする者は、その理由を記入し校長に届け出なければならない。

第十六条 本校所定の課程を修了した者には、成績評価（幼稚部を除く）のうえ、卒業証書を授与する。

第十七条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第十八条 学校教育法施行規則第13条に該当する者はこれを退学することがある。

第五章 納入金

第十九条 納入金は次の通り徴収する。

1) 入学料及び学校運営費は、次の通りとする。

	入学料（入学時）	運営費（月額）
幼稚部	10,000 円	7,000 円
初級部	10,000 円	8,000 円
中級部	30,000 円	12,500 円

2) 施設維持費は学父母1戸当り3,000円を基本とする。

- 3) 学父母は、納入金を生徒の出席状況にかかわらず、毎月10日迄に、その月分を納入しなければならない。
- 4) 児童、生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間の納入金を免除することがある。

第二十条 概納の納入金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

附 則

1. この学則は、昭和34年4月1日から実施する。
2. この学則実施に必要な細則は、校長が別に定める。
3. この学則は昭和39年4月1日から学則一部変更実施。
4. この学則は昭和42年4月1日から学則一部変更実施。
5. この学則は昭和45年7月1日から学則一部変更実施。
6. この学則は平成6年9月1日から学則一部変更実施
7. この学則は平成11年4月1日から学則一部変更実施

学校法人 兵庫朝鮮学園

神戸朝鮮高級学校

学 則

神戸朝鮮高級学校学則

第一章 総 則

第一条 本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する者に対し高等普通教育に準ずる教育を施し、併せて必要な教養を高めることを目的とする。

第二条 本校は、神戸朝鮮高級学校という。

第三条 本校の位置は兵庫県神戸市垂水区上高丸1丁目5番1号におく。

第二章 部科組織、修業年度、定員及び休業日

第四条 本校の修業年限は、高級部3年とし、部科の組織及び収容定員を次の通りとする。

高級部普通科

第1学年	315名	7学級
第2学年	315名	7学級
第3学年	315名	7学級
計	945名	21学級

第五条 本校の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、学期を分けて次の通りとする。

- 1) 第一学期 4月1日から8月31日まで。
- 2) 第二学期 9月1日から12月31日まで。
- 3) 第三学期 翌年1月1日から3月31日まで。

第六条 本校の休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 朝鮮公民及び日本国民の祝日
- (3) 夏期休業日 7月24日から8月31日まで。
- (4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで。
- (5) 春期休業日 3月24日から4月5日まで。

第三章 教育課程、授業時数及び教職員組織

第七条 本校の教育課程及び毎週の授業時数は別表の通りとする。

第八条 始業及び終業の時刻は、次の通りとする。

午前8時45分から午後3時30分までとする。

第九条 本校に次の教職員をおく。

- 1) 校長 1名
- 2) 教諭 40名 以上
- 3) 講師 若干名
- 4) 事務職員 若干名
- 5) 校医 1名

校長は校務につかさどり、所属職員を監督する。

第四章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第十条 本校の入学資格は次の通りとする。

高級部普通科

- (1) 朝鮮中級学校卒業生
- (2) 公私立中学校卒業生
- (3) 前期の(1) (2) 項と同等の学力を有すると学校長に認められた者

第十一条 本校の各部第2学年以上に編入することのできる者は相当年齢に達し、前各学年の課程を終了した者と同等以上の学力を有すると、校長が認めた者とする。

第十二条 入学については校長の許可を要する。

(入学手続)

第十三条 入学を希望する者は所定の入学願書を提出し、校長の許可を受けるものとする。

第十四条 入学を許可された者は、別に定める様式に従って必要書類及び入学金を納入するものとする。

(退学、休学及び転学)

第十五条 退学、休学または転学しようとする者は、その理由を記入して校長に願
い出なければならない。

(卒業)

第十六条 校長は、本校所定の課程を修了した者には、成績評価のうえ、卒業証書
を授与する。

(褒賞)

第十七条 校長は、他の生徒の模範となる者を褒賞することができる。

(懲戒)

第十八条 学校教育法施行規則第26条の内、1—4号に該当する者は懲戒処分(退学、
停学、訓告)とすることがある。

第五章 授業料その他の費用徴収

第19条 授業料その他の費用徴収

高級部普通科

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 授業料(月額) | 23,000 円 |
| 2. 施設維持費(月額) | 9,000 円 |
| 3. 入学考査料 | 5,000 円 |
| 4. 入学料 | 80,000 円 |

授業料は出欠の如何問わず毎月5日までにその月分を納入しなければならない。

第二十条 概納の授業料及び入学料は、理由の如何にかかわらず返還は認めない。

附 則

1. この学則は、昭和 34 年 4 月 1 日から実施する。
2. この学則実施に必要な細則は、校長が別に定める。
3. 昭和 39 年 4 月 1 日より学則一部変更実施
4. 昭和 44 年 9 月 1 日より学則一部変更実施
5. 昭和 47 年 4 月 1 日より学則一部変更実施
6. 昭和 55 年 4 月 1 日より学則一部変更実施
7. 昭和 62 年 4 月 1 日より学則一部変更実施
8. 平成 6 年 9 月 1 日より学則一部変更実施
9. 平成 15 年 4 月 1 日より学則一部変更実施
10. 平成 21 年 4 月 1 日より学則一部変更実施
11. 平成 22 年 4 月 1 日より学則一部変更実施
12. 平成 23 年 4 月 1 日より学則一部変更実施

◆ 第七条 別表

(教育課程及び毎週の授業時間数)

学校法人兵庫朝鮮学園 幼稚班カリキュラム

1. 一日のながれ

9:00	登園 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物の整理 出席のシールを貼る
9:00 ~ 10:00	自分で選んだ遊び <ul style="list-style-type: none"> ・自分の好きな遊びに没頭し、友達とのかかわりを深める。 ・遊んだものをみんなで片づける。
10:00 ~ 11:00	体操・運動遊び <ul style="list-style-type: none"> ・校庭で体操・運動等で全身を動かす。
11:00 ~ 12:00	まとまりのある活動（設定保育） <ul style="list-style-type: none"> ・先生や友だちと一緒に活動する。
12:00 ~ 13:15	昼食、自由遊び <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が作ってくれた弁当を友だちと楽しく食べる。 <small>※水曜日は保護者会(オモニ会)による給食</small> ・友だちと自分が選んだ遊びを楽しむ。
13:15 ~ 14:30	まとまりのある活動（設定保育） <ul style="list-style-type: none"> ・先生や友だちと一緒に活動する。
14:30 ~ 15:00	お片づけ、降園準備 <ul style="list-style-type: none"> ・お掃除、お片づけをみんなでする。 ・明日への期待をもつ ・自分で降園の準備をする。
15:00	降園 <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶をし、保護者の迎えやスクールバスで降園する。
15:00 ~ 17:30	預かり保育 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の仕事の関係上、お迎えが遅くなる園児は先生と過ごす。

2. 年間行事計画

4月	入園式 始業式 身体測定 遠足(動物園)	5月	参観日 親子遠足(運動公園) 歯科健診 お誕生日会(4・5月)
6月	内科健診 体験保育 お料理会 園外保育(プラネタリウム)	7月	プール遊び お誕生日会(6・7・8月) 七夕遊び お料理会 体験保育 終業式 夏まつり 夏季保育
8月	夏季保育 夏季特別保育	9月	始業式 プール遊び 運動会
10月	他校との交流遠足 体験保育 お誕生日会(10・11月) お芋掘り 敬老会 生活発表会 臨港線まつり(地域住民とのふれあい)	11月	焼き芋大会 愛校祭 お料理会
12月	餅つき 作品展示会 お誕生日会(12月) クリスマス会 終業式	1月	始業式 新年の集い 防災訓練 体験保育
2月	学芸会 ソリ遊び 体験保育 お誕生日会(1・2・3月)	3月	ひな祭り(他園との交流会) マラソン大会 お料理会 卒園式 修了式

兵庫朝鮮学園 初部教育課程

学年		1	2	3	4	5	6
授業週数		34	35	35	35	35	35
1	国語	9	8	7	7	6	6
2	社会			1	2	2	2
3	朝鮮史						2
4	朝鮮地理					2	
5	算数	4	5	5	5	5	5
6	理科			3	3	3	3
7	日本語	4	4	4	4	4	4
8	保健体育	2	2	2	2	2	2
9	音楽	2	2	2	2	2	2
10	図画工作	2	2	2	2	2	2
科目数		6	6	8	8	9	9
週当授業時間数		23	23	26	27	28	28

兵庫朝鮮学園 中級部教育課程

学年		1	2	3
授業週数		35	35	35
1	国語	5	5	5
2	朝鮮語文法			1
3	社会	2	2	2
4	朝鮮史		2	2
5	朝鮮地理	2		
6	数学	4	4	4
7	理科	4	4	3
8	日本語	4	4	4
9	英語	4	4	4
10	保健体育	2	2	2
11	音楽	1	1	1
12	美術	1	1	1
13	家庭	1		
14	情報		1	1
科目数		11	11	12
週当時間数		30	30	30

兵庫朝鮮学園 高級部教育課程

学年 科目		1	2		3	
			文系	理系	文系	理系
1	現代朝鮮史	2	2	2	2	2
2	社 会	2	2	2	2	1
3	国 語 (朝鮮語)	5	4	4	4	4
4	朝鮮歴史				3	2
5	世界歴史		3	1		
6	世界地理	2				
7	数 学	4	3	6	3	6
8	理 科	3	2		2	
9	化 学			2		2
10	日 本 語	4	4	4	4	4
11	英 語	4	4	4	4	4
12	保健体育	2	2	2	2	2
13	音 楽	1				
14	情報処理	1				
15	選択科目		4	3	4	3
科目数		11	11	10	11	11
週当授業時間数		30	30	30	30	30
年間授業時間数		1050	1050	1050	840	840

※ 文系選択科目 ー(英会話、情報処理、2言語演習)より1科目選択
 ー(音楽、美術)より1科目選択
 理系選択科目 ー(生物、物理)より1科目選択

※ 登校日数 233日 授業日数 194日
 学校行事 24日 学期末試験 15日